

千葉県報

定例
令和8年3月23日

主要目次

○ 救急病院の認定	一
○ 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(三件)	一
○ 一般競争入札(保留地の処分)の実施	二
○ 都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧	三
○ 正誤	三
○ 令和五年七月七日付け県報定例第一三八五二号中	三

告示

示

千葉県告示第四百四十六号
救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条に規定する医療機関として救急業務に協力する旨の申出があった次の病院を救急病院と認定した。
令和八年三月二十三日

名称	所在地	認定の有効期限
千葉県こども病院	千葉県緑区辺田町五七九番地の一	令和十一年三月十七日
医療法人社団協和会 滝不動病院	船橋市南三咲四丁目一三番一号	〃
医療法人社団樹徳会 倉整形外科眼科病院	佐倉市大崎台三丁目一番一七号	〃
医療法人社団千寿雅会 長谷川病院	市原市八幡一五番地一	〃

千葉県知事

熊谷 俊人

公告

告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和八年三月二十三日から七月二十三日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和八年三月二十三日から七月二十三日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
令和八年三月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
成田パークショッピングセンター
成田市赤坂二丁目一番地一〇
 - 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
一般財団法人千葉県まちづくり公社 代表理事 海寶伸夫
千葉市中央区富士見二丁目三番一号
 - 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
一般財団法人千葉県まちづくり公社 代表理事 櫻井和明
変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
一般財団法人千葉県まちづくり公社 代表理事 海寶伸夫
 - 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社ボンベルタ 代表取締役 立石真辞ほか
成田市赤坂二丁目一番一〇号ほか
 - 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤康之ほか
千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一ほか
 - 変更年月日
大規模小売店舗を設置する者の氏名等
令和七年四月一日
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
令和七年三月一日ほか
- 届出年月日
令和七年十二月二十五日
- 縦覧場所
千葉県商工労働部経営支援課及び成田市経済部商工振興企業立地課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和八年三月二十三日から七月二十三日まで縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和八年三月二十三日から七月二十三日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
 令和八年三月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 もりまちちはら台モール
 市原市ちはら台南二丁目三二番地二ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 窪田博
 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号
- 3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 池谷幹男
 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 窪田博
- 4 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 株式会社ヨーク 代表取締役 大竹正人ほか
 東京都江東区青海二丁目五番一〇号テレコムセンタービル西棟一二階ほか
- 5 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 山本哲也ほか
 東京都千代田区二番町八番地八ほか
- 7 変更年月日
 (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 令和七年四月一日
 (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 令和七年七月二十二日ほか
- 二 届出年月日
 令和七年十二月二十二日
- 三 縦覧場所
 千葉県商工労働部経営支援課及び市原市経済部商工業振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和八年三月二十三日から七月二十三日まで縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和八年三月二十三日から七月二十三日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
 令和八年三月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 舞浜駅前開発
 浦安市舞浜二番地一ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 株式会社オリエンタルランド 代表取締役 高橋渉
 浦安市舞浜一番地一
- 3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 株式会社パルグループホールディングス 代表取締役 井上隆太ほか
 大阪府大阪市中央区道修町三丁目六番一号ほか
- 4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 株式会社パルグループホールディングス 代表取締役 児島宏文ほか
 大阪府大阪市中央区道修町三丁目六番一号ほか
- 5 変更年月日
 令和七年八月二十五日ほか
- 二 届出年月日
 令和八年一月五日
- 三 縦覧場所
 千葉県商工労働部経営支援課及び浦安市市民経済部商工観光課

一般競争入札(保留地の処分)の実施
 千葉県都市計画事業土地区画整理事業に係る保留地の処分に関する規則(平成九年千葉県規則第十号。以下「規則」という。)第三条の規定により、次のとおり一般競争入札により保留地を処分する。
 令和八年三月二十三日

物件 番号	所 在	面 積	最低売却価格
一	処分する保留地	千葉県知事	熊谷 俊人

1	流山市(流山市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業区域内五七街区三一画地、三一二画地及び三二三画地)	三七六・四五 m ²	八三、一九五、〇〇〇円
2	流山市(流山市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業区域内一七三街区五画地)	一、四五七・四七七 m ²	二八四、二〇六、〇〇〇円

二 入札に参加する者に必要な資格

- 規則第四条第一号から第三号までに該当しない者であること。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員に該当しない者であること。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない者であること。

4 全ての都道府県税並びに法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

三 契約条項及び分譲案内書を示す場所並びに問合せ先

流山市南流山一丁目一三番地 千葉県流山区画整理事務所 電話〇四(七一三八)六三六〇

四 入札及び開札の期間及び場所等

1 入札の期間 令和八年六月二十五日(木曜日)及び二十六日(金曜日)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送による入札書の受領期限は、同日の午後五時までとする。

2 入札の場所 千葉県流山区画整理事務所

3 入札書の提出方法 簡易書留による郵送又は本人若しくは代理人の持参によるものとする。

4 入札参加上の注意

- (一) この入札に参加を希望する者は、七による入札参加の申込みを行い、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この入札に参加することができない。
- (二) 入札書には、分譲案内書による所定の入札保証金提出書に、五による入札保証金に係る納付書兼領収書を貼り付けたものを添付すること。

5 開札の日時及び場所 次のとおりとする。

物件 番号	日 時	場 所
1	令和八年六月二十九日(月曜日) 午前九時三十分	千葉県流山区画整理事務所三階
2	令和八年六月二十九日(月曜日) 午前十時	入札室

五 入札保証金

納付するものとし、その額は、見積金額の百分の五以上とする。

六 入札の無効

規則第十一条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

七 入札参加の申込期間、受付場所及び申込方法

1 申込期間 令和八年五月十四日(木曜日)及び十五日(金曜日)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

2 受付場所 千葉県流山区画整理事務所

3 申込方法 事前に三の問合せ先に電話で連絡の上、分譲案内書による所定の書類を本人又は代理人が持参して行うものとする。

八 その他

1 代金の支払方法 売買契約の締結日までに、契約保証金として売買代金の百分の十以上を納付し、売買代金と契約保証金との差額を同日から起算して六十日以内に、県が発行する納入通知書により支払うものとする。

2 その他 詳細は、分譲案内書による。

都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧

令和八年三月二十三日成田市の変更に係る成田市計画生産緑地地区の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。

令和八年三月二十三日

千葉県知事 熊谷 俊人

正 誤

令和五年七月七日付け県報第一三八五二号中

(警察本部交通部)

ページ	段	行	誤	正
四	上	後ろか ら一六	咄通免許	咄通二輪免許

購読料

本号

一部

一二円

発

行

者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

〇四三(二三三)二六五八

県

購読申込先

千

葉

〇四三(二三三)二六五八

県

購読申込先

千

葉

〇四三(二三三)二六五八

県

購読申込先